

## 第 44 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 44 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 2 年 11 月 4 日(水) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 15 分まで  
会場：富山県民会館 701 室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画公園の変更について（富山市決定）

- ・・・20 号 五福西公園の廃止
- ・・・5・7・201 号 城山公園の区域の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画地区計画の決定について（富山市決定）

- ・・・新庄銀座二丁目地区地区計画の決定

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 20 名中、17 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

会長： （あいさつ）

会長： 今回の署名委員として 2 人の委員にお願いしたいと思います。

委員： 了承。

委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集、「意見書の内容」及び「意見書に係る都市計画決定権者の見解」）

(議案第1号について説明)

会 長： ありがとうございます。富山高岡広域都市計画公園の変更について説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問があればよろしく申し上げます。

委 員： 意見書の内容に対して、五福西公園は計画的に整備を進めてきたという都市計画決定権者の見解ですが、昭和40年代に決定された公園に対してそれは正しいのでしょうか。

事 務 局： 富山市ではこれまで都市計画公園全体について計画的に整備を進めてまいりました。しかし、県から公園見直しのガイドラインが出され、それに従い再評価を行ったところ、32の公園が見直し候補となりました。今回はそれらの候補の中で代替機能、代替公園が隣接にあるということから五福西公園が廃止候補となりました。

委 員： 意見書に対する見解の表現に対しては以後ご注意くださいと思います。2点目として城山公園は、一部が都市計画道路としてすでに退避場の用で供用されているとのことですが、公園として計画決定されているところが別用途として使用されている例はこの他にもあるのでしょうか。

事 務 局： 旧8号バイパスのポケットパーク（退避所）については、本来であれば公園区域が道路区域になった時点で公園区域から除外すべきでありました。しかし当時手続きが行われなかったため、今回の変更に合わせて廃止することとしました。

委 員： 今後都市計画が変更になる等して、範囲が重複するにもかかわらず放置されるというようなことがないように、今後ご注意くださいと思います。

委 員： 今回、五福西公園に関しては代替機能が近隣にあるということですが、これまで見直された10の公園、今後見直し予定の6公園にも同じように代替機能があるということでしょうか。

事 務 局： 代替機能がある公園もありますが、無い公園もあります。

委 員： 見直しの基準についての説明はありましたが、見直しの候補として挙げられる公園の基準は何でしょうか。

事 務 局： まずはガイドラインに従いまして、未開設部分や未利用部分があるものが対象となります。その中で実現性の検討や代替機能の検討等を踏まえ、廃止・縮小などの方向性を決定しています。

委 員： 見直しの候補である32か所の公園についてですが、現状を踏まえるとそのほ

とんども見直しをする方向になっていくと考えられます。しかし必要があるから都市計画決定をしたのであり、どこかでそれを考え直さなければならないと思いますが、32か所全部見直しということなのでしょうか。

事務局： 見直し候補の32公園中、ガイドラインのフローで整備の必要性があると判断された12の公園については計画を継続します。それ以外については、都市計画決定されているため、廃止縮小の手続きが必要になります。

委員： 昨今の都市計画審議会自体が新しい事を審議するのではなく、見直しという名の廃止の決定機関になっていると思います。公園のみでなく道路等を含め、住民たちに期待や夢を抱かせて、それで何もせずに長い間放置したうえで今度は見直しを行うということがなされています。そして行政は実現性を図るのではなく廃止の理由を探しているように感じます。どうすればできるのかということを考えるのが、活力都市創造部の仕事であり、それを認めるのが審議会の仕事であるという意見として述べさせていただきます。

会長： 非常に重い意見だと思います。行政とすれば廃止するのが一番楽な選択肢の一つだと思います。ただ廃止することによる影響等を考慮しながら、ご検討いただければという意見かだと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。重く受け止めております。確かに行政とすれば行政改革や行政のスリム化を図る意味において、縮小の方向で行くのが常になっていることは痛いことだと思います。過去には必要だと考え都市計画決定したものですので、より広く市民の意見も聞きながら合意形成や必要性をさらに追及して、今後も慎重に行っていきたいと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員： 意見書が提出された日時は、公園が計画決定されてからなのか、それより前なのか、お答えできる範囲でお願いします。

事務局： 都市計画の案の縦覧を令和2年6月12日から同年6月26日の2週間行っており、その間に提出されたご意見です。

委員： ありがとうございます。

会長： この案件に対してご意見はありましたが、いずれも反対というご意見ではありません。しかし、都市計画決定を見直す上では慎重にご対応をお願いしたいという非常に重いご意見もありました。今日いただいたご意見を参考にこれからの都市計画行政を進めていただきたいと思います。他にご意見がなければ、議案第1号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委 員： 異議なし。

会 長： ありがとうございます。続いて議案第2号について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第2号について説明）

会 長： ありがとうございます。富山高岡広域都市計画地区計画の決定について説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。

委 員： 新庄銀座二丁目は元々建築協定があり満期を迎えたということですが、更新の手続きはあるものなのでしょうか。

事 務 局： 建築協定というのはおおむね10年で1回の更新をかけまして、20年でひとつの区切りとなります。それを機に今回地区計画の決定を考えております。

委 員： 地区計画の決定ということですが、用途地域の変更を選ばない理由は为什么呢ょうか。

事 務 局： 新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目の一帯は居住ゾーンになっていますが、その周辺には工場や商業施設が立地しており、一帯を住居系の用途地域へ変更すると工場等が既存不適合になってしまうことから、今回は用途地域の変更を選ばずに地区計画で進める方針となりました。

委 員： わかりました。

委 員： 今回の新庄銀座二丁目の地区計画範囲は、すでに8割程一戸建住宅が建っております。計画図の東側にある建物の無い空地について指定し、制限するという考えでよろしいのでしょうか。

事 務 局： 現在建物が無い空地について指定するというのではなく、ここを含めた計画図の範囲全体にこれまでの建築協定に代わるものとして地区計画を定めるものです。

委 員： この空地には一般住宅が建てられる状況かと思ひます。住宅が建つ状況の土地にあえて地区計画を指定する必要があるのでしょうか。

事 務 局： 現在建物が無いのはこの空地ですが、既存の住宅につきましても今後建て替への際には地区計画の内容が適用されます。また、町内で特に懸念されているのは

共同住宅の建築であり、それに関してはこれまでも建築協定で制限されてきており、今回の地区計画でも制限することとなります。

委員： わかりました。

会長： 私の方からも1件質問があります。今回対象となっている地区の北側にも戸建住宅団地があります。用途地域は工業地域ですが、ここの部分は何か指定がかかっていますか。

事務局： 北側の住宅地につきましても平成21年に地区計画を定めています。内容は今回の地区計画と同様になっています。

会長： わかりました。その説明をいただくと、新庄銀座2丁目も同じような地区計画をかけるのが本来良いまちづくりを守る意味で非常に有効かと思います。その他、特にご意見が無ければ、議案第2号は、原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。以上で議案は終わりですが、それ以外で何かある方はいますか。

委員： 会議録の公開はどちらで行っていますか。この都市計画審議会というのは住民にとって非常に重要な決定をなす場だと認識しています。審議会の内容について、住民は知りたいのではないかと思います。また、議事録通りに行政によって措置がなされているのかということの確認も住民は求めていると思います。

事務局： 会議録につきまして、市役所の市政情報コーナーで閲覧できます。

委員： その告知はありますか。

事務局： 告知は特にございません。

委員： 要望ではありますが、こういった会議でどのような内容が審議されているかを告知されてもいいのではと考えます。

会長： 行政のホームページの中で、最新のトピックを表示する部分もありますし、例えば国交省のホームページなどはそういったもので告知をしているものもあります。市としても告知が必要であれば、ご検討いただければなと思います。その他特にご意見等がなければ、本日の議案はすべて終了です。

事務局： ありがとうございました。（第44回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、才木委員、品川委員、中田委員、石倉委員、  
秋月委員、岡部委員、押田委員、江西委員、松井委員、村家委員、石井委員（代理）、  
宮丸委員（代理）、広瀬委員（代理）、上野委員（代理）  
（計 17 名）

事務局：活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、都市計画課長  
公園緑地課長、その他 4 名